

ビジネスサポートなごの

Business support NAGANO

3

MARCH 2014



経営者シリーズ トップかく語りき

株式会社矢花
代表取締役社長

矢花 豊秋氏

Toyoaki Yabana



株式会社矢花

長野市栗田1038-8 ゆたかビル1F

TEL 026-268-0726

FAX 026-228-6136

設立 平成10 (1998) 年8月

資本金 1,000万円

業 種 電子部品販売、情報携帯端末販売

どっこい、我々には我々の仕事がある。

「商社不要論」が唱えられて久しい。しかも今やインターネットで世界中から直接モノを買うことができる時代。ところがどっこい、「我々には我々の仕事がある」と矢花社長の矢花豊秋さん(71)は自信を見せる。

同社は各種電子部品、半導体部品などを販売する一方、顧客の求めに応じて、基板実装・組立、ユニット化などのアセンブリにも積極的に対応する。実際の開発・製作は協力会社に外注しているが、このような製品の提供が同社の 60~70%を占める。地域のものづくり会社から頼られ、ここ 5、6年売上げは安定。昨年後半以降、少しずつ売上げが増加してきており、景気の持ち直しを感じている。

「電子部品を専門に扱う商社は長野にほとんどなく、どんなお客様に

も対応できる。困ったら矢花に相談すればいい、と重宝されています」と矢花さん。ものづくり環境は急激に変化し、数年前まで順調だった仕事は今ではゼロというケースも珍しくない。そんな中で同社のアセンブリ戦略は地域のものづくりを支える一助になっている。

矢花さんが今力を入れるのは新規事業開発。国などの補助金制度を活用した電気自動車用充電設備の拡販もそのひとつだ。電気自動車ユーザーの利便性を考え、県内の「道の駅」への設置を働きかけている。

「お客様のために一生懸命やっていれば何とかなる。すべてはお客様のために、が私の信条です。経営理念として特別格好良い言葉を並べなくても、それしかないと思う。アセンブリに力を入れてきたのもその信

念から。お客様のために仕事をすれば、当社もいいし、仕入れ先もいい。3者のどれか1者だけ儲かっても損をしてもだめ。そのためには誠実に、隠しごとのないようにと心がけています」

神経をすり減らす経営者の息抜きは、サクスの演奏。レッスンに通い、自宅には防音完備の練習室も作った。アルトとバリトンを吹きこなし、発表会には生徒仲間と結成したカルテットのメンバーとして豊かなハーモニーを奏でる。

「仕事では疲れても、吹いている時は疲れません、楽しくて。趣味を持っているというのはいいですね。カルテットの練習後、メンバーみんなで飲みに行くのも楽しいし(笑)」

発表会で「いい緊張感」を味わうのもまた楽しみのひとつだ。

回 覧

CONTENTS

MARCH 2014

3

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社矢花 代表取締役社長

矢花 豊秋氏

事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

特殊詐欺による被害をなくそう

4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記(番外編②)

5

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて! 身近な法律Q&A

商号を決定する際に注意すべき点は、
ありますか。

6

経営者の成長指南 浪 宏友氏

企業会計NOW

第36回 注記情報の種類と意義

7

スポーツNOW

Business Information

Tea Room

8

事業実施カレンダー

CALENDAR

3月の予定

1日	16日
2日	17日
3日	18日 火
戸隠部会落語寄席 総務委員会 新入会員対象異業種交流会	
4日	19日 水
5日	20日 木
6日	21日 金
更北部会特別研修会	
7日	22日 土
8日	23日 日
9日	24日 月
新設法人説明会	
10日	25日 火
長野市東部部会落語寄席 青年部人間力開発例会	
11日	26日 水
理事会	
12日	27日 木
経営相談室(法律相談)	
13日	28日 金
14日	29日 土
女性部幹事会	
15日	30日 日
31日 月	

竹田恒泰氏講演会開催

青年部次世代経営者育成セミナー

青年部主催の次世代経営者育成セミナーが講師に竹田恒泰氏を招いて開催された。当事業は青年部だけでなく一般市民にも無料で公開され、人気の講師だけあって会場はほぼ満席状態に。竹田氏は日本の歴史を中心に講演し、「日本人の誇りを取り戻すことで日本はもっと成長できる」と語った。



法人市民税引き下げに関する活動

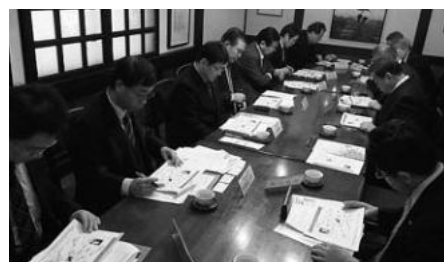
税制委員会が長野市・市議と意見交換会

長野法人会では公正・公平な税制を目指し国、地方公共団体等に対し、陳情や要望・請願等様々な活動を行っている。今回は、長野市における法人市民税の一部改正が今年6月末で期限を迎えるため、その延長、適用範囲拡大に向けた意見交換会を行った。

出席者は長野市財政部、長野市議会議員、当会より会長、副会長はじめ税制委員。

意見交換会を踏まえ、今後3月定例会に議会に対し期限の延長を内容とする請願書を提出する予定。

※法人市民税
長野法人会管内では長野市と須坂市で、地方税法で定められた標準税率を超える「超過課税」が課されている。



4月の予定

1火	16水	5月決算法人説明会
2水	17木	長野市8部会・特定法人部会合同 税務研修会 更北部会 総会・税務研修会
3木	18金	
4金	19土	
5土	20日	
6日	21月	
7月	22火	
8火	23水	経営相談室(法律相談)
9水	24木	経営相談室(法律相談)
10木	25金	女性フォーラム(香川大会)
11金	26土	
12土	27日	
13日	28月	
14月	29火	
15火	30水	

企業対抗ボウリング大会レポート

2月14日、当日は記録的な大雪の中、予定の44チームすべてが参加し開催された。外は寒くても会場内は参加チームの熱気で大いに盛り上がり、それぞれ2ゲームを楽しんだ。

本大会は、強豪チームが多い中、優勝はベテランが揃う須田商事(株)(長野市東部部会)チーム。

その他にも高順位賞や各種飛び賞が授与され、和気あいあいの内に終了した。来年は2月13日(金)にヤングファラオ(長野市)で開催の予定。



優勝した須田商事チーム



決算説明会

4月決算法人対象

開催日時

3月18日(火)

10:00~11:30

会場

ホクト文化ホール
2F 小ホール

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。
今回ご都合がつかない場合は翌月以降の
説明会にご出席願います(資料請求も可)。
駐車場に限りがございます。なるべく公共
交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

4月16日(水)

10:00~11:30

ホクト文化ホール 2F 小ホール

法人会
経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込み
の都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

法律相談

3月12日(水)

26日(水)

10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料 会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の
申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX
(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 中嶋 慎治
中嶋慎治法律事務所



特殊詐欺による被害をなくそう

皆さん、こんにちは。

最近、「特殊詐欺」による被害が増えていることは、皆さんも報道等でご存じのことと思います。

長野県内の被害額は、平成23年で1億5300万円でしたが、平成25年にはなんと10億8800万円に達しました。全国では、平成25年(11月まで)で420億円を超えています。

これだけの県民、国民の財産が奪われているというのは、まさに異常事態というよりほかありません。

そもそも「特殊詐欺」とは何でしょうか。少し前までは耳にしなかった言葉だと思います。

特殊詐欺とは、「面識のない不特定の人に対し電話等の通信手段を用いて金銭等を騙し取る詐欺犯罪」の総称であり、警察庁が平成23年に名付けたものです。

具体的な類型は8つありますが、その中で、いわゆる「オレオレ詐欺」、「架空請求」(請求の根拠がないのに支払わなければ裁判をするなどと言ってお金を騙し取るなど)、「金融商品等取引名目詐欺」(例えば未公開株を高値で買い取ると騙して購入代金名目などでお金を騙し取るなど)の被害が多くを占めています。

どうして、これだけ多くの人が被害にあってしまうのでしょうか。

「騙される方の不注意だ」「自分や家族は関係ない」と思う人もいらっしゃるかもしれませんが、実態をみるとそうとはいえません。

最近の手口は、とにかく巧妙です。まず、犯人側は、電話帳や名簿をもとに片っ端から電話をかけます。だいたい200人に電話をかけて1人が選ばれるそうです。

そして、劇場型と呼ばれますが、会社の社員、警察官、弁護士など何人もの人物が登場して、寄って集って1人の被害者を騙します。親切で優しい青年と、世間話などを交えて時間をかけてやりとりをしていくうちに、いつしか情が移ってしまったというケースも多く見られます。犯人側は、様々なテクニックで、被害者の心理を巧みについてきます。

最近の報道では、被害者の6割が「自分はだまされなと思って」いた「そうです。頭で分かっている、実際にそのような電話がか

かってくると、「一歩引いてみる事が出来なくなる」。特殊詐欺の被害者は、決して特別な人ではありません。

では、特殊詐欺の被害を予防するために、どうしたらよいのでしょうか。

既に警察を始め、自治体、金融機関、その他関係団体や個人がいくつもの取り組みをしており、実際に一定の効果を上げているところですが、しかし、それでも現状において被害が止む気配はありません。

考え得ることの一つは、被害にあわない為の啓発活動において、新たな手口や騙される側の心理状態を紹介すること、そして特に、騙しの「きっかけ」が自分に起こったときに気づくための意識付けが大事だと思います。パンフレットが送られてきた、息子から携帯電話の番号が変わったとの連絡があった、もうけ話の電話があった、そのときにすぐ誰かに話をすれば、被害は防げます。

そして、そのためには、日頃から話を出来る関係を作ることが大事になります。一人暮らしの被害者は約3割とされており、同居家族がいても被害に遭っているのが現状です。皆が自分と周囲の人との関係を見直してみること、特に、被害者となりやすい高齢者の周囲の人達(家族や友人、ヘルパーや民生委員など福祉関係の人等)が関心を持って、積極的に高齢者との関係を作っていくことが大事だと思います。

また、留守番電話設定、非通知電話の着信拒否、金融機関や運送会社の窓口での声かけ等の取り組みを今後も継続していく必要があります。長野県弁護士会でも、現在高齢者の集まるサロンなどで寸劇による啓発活動を行っています。

特効薬はなく、多角的に地道な取り組みを続けていくことで、徐々に被害を減らしていく以外にないと思います。

これだけの莫大な財産が闇に流れていくということは、経済界にとっても大きな損失です。特殊詐欺の被害は、決して被害者個人の問題だけでなく、社会全体の問題といえます。皆が、家族、友人、知人等とこの問題を多く語り、長野県全体で意識を高めていくことが重要だと思います。

BOOK
ビジネス書
ランキング

今月の売れ筋10冊

2014.1/1~1/31
平安堂長野店 提供

- 1 ゼロ ■堀江貴文/著 ダイアモンド社 1,400円
- 2 何があっても、だから良かった ■青木廣憲/著 PHP研究所 1,500円
- 3 世界のエリートはなぜ、この基本を大事にするのか? ■戸塚隆将/著 朝日新聞出版 1,300円
- 4 統計学が最強の学問である ■神原英資/著 ダイアモンド社 1,600円
- 5 伝え方が9割 ■佐々木圭一/著 ダイアモンド社 1,400円
- 6 人とお金 ■斎藤一人/著 サンマーク出版 1,600円
- 7 野生の教育論 ■野村克也/著 ダイアモンド社 1,500円
- 8 完訳 7つの習慣 ■S.R.コヴィー/著 キングベア出版 2,200円
- 9 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送/著 あさ出版 1,400円
- 10 日本でいちばん大切にしたい会社4 ■坂本光司/著 あさ出版 1,400円

今月の一冊



世界のエリートはなぜ、この基本を大事にするのか?

戸塚隆将 著 朝日新聞出版
1,300円(本体価格)

本書は、ゴールドマン、マッキンゼー、ハーバードと渡り歩いてきた著者が綴る、仕事に対する基本の考え方、価値観、流儀をまとめたものです。経営者のみならず、新入社員の方が読んでも納得できる仕事のコツです。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記（番外編②④）

いよいよ来月(4月)1日から、消費税率の引上げが実施されます。

前回まで4回にわたって、消費税率引き上げに伴う経過措置などの留意点や転嫁対策の概要などについて説明してまいりました。

そこで今回は、消費税改正事項の締めくくりとして、その他の改正事項である下記2項目について、その概要を説明いたします。

3. 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例の創設

税制抜本改革法により、本年4月1日以後設立される新規設立法人(基準期間(注1参照)がない資本金1,000万円未満の法人をいいます)のうち、その基準期間がない事業年度開始の日において特定要件に該当し、その特定要件における判定対象者である親法人などの課税売上高が、5億円を超える場合の当該新規設立法人(以下、「特定新規設立法人」といいます)については、基準期間がない課税期間において、消費税の納税義務の免除の規定は適用されなくなります。

結局、新規設立法人の納税義務は、判定対象者(特定要件に該当する旨の判定の基礎となった他の者及びその者と特殊な関係にある法人)の基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超えるか否かにより判定されます。

つまり、上記課税売上高が5億円を超えれば、設立第一期日から消費税課税事業者となるということです。

上記を図解すると、以下のとおりです。(図1)

新規設立法人(基準期間がない資本金1,000万円未満の法人)である
↓
基準期間がない事業年度開始の日において特定要件(注2参照)に該当する
↓
判定対象者の基準期間相当期間における課税売上高が5億円を超える
↓
特定新規設立法人に該当する
↓
特定新規設立法人は、基準期間がない課税期間において、納税義務が免除されない

*注1「基準期間」とは、法人の場合には原則として当該事業年度の前々事業年度をいうことから、新しく設立された法人の場合において、第一期目及び第二期目は、一般的に「基準期間がない事業年度」となります。

*注2「特定要件」の内容は次イ及びロのとおりです。

イ.新規設立法人が、他の者により、50%超の株式等(注3参照)を直接又は間接に保有される場合

ロ.新規設立法人が、他の者及び当該他の者と特殊な関係にある法人など(注4参照)をあわせて50%超の株式等(注3参照)を直接又は間接に保有される場合

*注3「株式等」とは、①自己株式を除く発行済株式の総数又は出資の

総数、②いずれかの議決権の総数(事業譲渡などに関する決議に関する議決権ほか数種類の議決権がある)、③新規設立法人が、合名会社・合資会社・合同会社である場合には、社員の総数(業務を執行する役員を定めた場合には業務を執行する社員)

*注4「当該他の者と特殊な関係にある法人など」とは、①当該他の者の親族等(注5参照)、②当該他の者及びその親族等が完全に支配している(注6参照)法人、③②の法人が完全に支配している(注6参照)法人、④③の法人が完全に支配している(注6参照)法人

*注5「当該他の者の親族等」とは、①当該他の者の親族(6親等内血族及び3親等内姻族)、②当該他の者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、③個人である当該他の者の使用人、④個人である当該他の者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者、⑤②から④までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族(6親等内血族及び3親等内姻族)

*注6「完全に支配している場合」とは、次の①から③のいずれかに該当する場合をいいます。

①その法人の発行済株式又は出資の全部を有する場合

②その法人の上記注3の②の議決権のいずれかにつき、その総数の全部を有する場合

③その法人の株主等(合名会社・合資会社・合同会社の社員に限る)の全部を占める場合

4. 任意の中間申告制度の創設

消費税率の引上げにより、納付する税額が相対的に増加し、納税資金の調達に窮する事業者も多いと思われることから、中間申告義務のない事業者であっても、年2回に分けて納税ができるよう、任意の中間申告を行う制度が創設されました。

中間申告義務のない事業者(直前の課税期間の確定消費税額の6か月相当額が24万円以下である)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出することができることとされました。

この任意の中間申告の具体的方法は、直前の課税期間の確定消費税額の6か月相当額又は仮決算による税額のいずれかを記載した申告書を提出し、その記載金額を納付することになります。

また、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を提出した事業者が、中間申告書を提出しなかった場合には、当該事業者は、任意の中間申告をやめる旨の届出書を提出したものとみなされますので、お気軽にご利用ください。

この改正は、本年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

なお、詳細については、最寄りの税務署・財務省のホームページや関与税理士などにご確認願います。

税務署からのお知らせ

事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間の中間申告から適用されます。

消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」(誤認防止措置)を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

※消費税率の引き上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。

社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

1. 消費税が引き上げられます

消費税(地方消費税を含む)の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。

消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。

なお、税率引き上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

2. 任意の中間申告制度が創設されました。

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

ちょっと教えて!

身近な法律 Q&A



司法書士

江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

商号を決定する際に注意すべき点は、ありますか。

Q 私は、飲食店事業をしている株式会社〇〇商事の代表取締役社長(A)です。この度、新たな事業をはじめにあたり、当社の商号も変更したいと考えています。商号を決定する際に注意すべき点は、ありますか。

A 人間に氏名があり、他と識別されるように、法人にも名称があり、他と識別されます。また、法律上、商人がその営業上自己を表すために用いる名称を商号と言います。

そして株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社(以下、これら4種類の会社を「会社」といいます)は、法人であるとともに商人でもありますので、その名称を商号と言います。

会社は、一定の制限等を除き、原則として商号を自由に定めることができます。以下、主な制限についてご説明します。

(1) 会社の種類等法定文字の使用義務

会社は、その種類に従い、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の名称を商号中に用いなければならないと同時に他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を使うことができません。ただし、特例有限会社の場合は、「有限会社」という名称を商号中に用いなければなりません。

(2) 特別法による制限

銀行、保険、信託等の一定の業種等については、その業種を示す文字を用いることが各業法で示されていますが、逆にこのような業種に属さない会社についてはその名称等を使用することが禁じられているので注意することが必要です。

(3) 使用することができる文字

商号は登記しますので、登記上、商号として使用できる文字でなければなりません。

登記上、商号として日本文字(漢字、ひらがな、カタカナ)、ローマ字、アラビア数字以外に「&」(アンパサンド)、「'」(アポストロフィー)、「,」(コンマ)、「-」(ハイフン)、「.」(ピリオド)、「・」(中点)の6種類の符号を使用することができます。

なお、6種類の符号は、字句(日本文字を含む)を区切る際の符号として使用する場合に限り使うことができます。ただし、「.」(ピリオド)については、省略を表すものとして、会社の種類を表す部分を除いた商号の末尾にも使うことができます。【(例)「東京・ABC・2002商事株式会社」、「株式会社A&B」、「株式会社D.G.」】

また、ローマ字を使用して複数の単語を標記する場合に限り、単語の間を空白(スペース)により区切ることを認められています。【(例)「大阪Air Cargo株式会社」】

しかし、「株式会社□□商会〇〇支店」等といった会社の一営業部門を示すような文字を付加して登記することはできないとされています。

(4) 同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止

会社は、本店の所在場所を同じくする他の会社と同一の名称を用いて登記することはできません。これを認めてしまうと商号を登記させる目的である他社との識別ということが困難になってしまうからです。

(5) その他の制限

① 不正の目的による商号使用の禁止

何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある商号又は名称を使用してはならないとされています(会社法第8条)。

② 不正競争となる商号使用の禁止

会社が他人の商号として需要者の間に広く認識されているものと同一または類似の商号を使用する行為等が禁じられています(不正競争防止法)。

なお、既に登記されている商号の調査の仕方については、法務省ウェブサイトの「オンライン登記情報検索サービスを利用した商号調査について」というホームページ(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00076.html)で案内されています。

経営者の
成長指南異質の
協働

人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

人は、みんな個性を持っています。積極的な人もいれば、慎重な人もいます。明るい行動派もいれば、静かで思慮深い人もいます。おおづかみに考える人もいれば、細かいところに気配りする人もいます。年齢の違い、経験の違い、男性・女性の違いもあります。このような違いは、日常生活の中で、また仕事の中で、知らず知らずのうちに形となって現われます。

会社では、このように異質な人たちが、それぞれに役割を担い、それぞれに立場を持って働いています。だからこそ会社が成り立つのだと思います。

異質な人たちが、同じ目的・目標に向かって、協力して仕事に取り組むことを、異質の協働と言います。異質の協働は、共通の基盤を共有している人々の間で成り立ちます。

人々が共通の基盤を共有した上で、自分の持っているものを出し合うことによって、異質なものが足し算で働きますと、より大きな仕事、より質の高い仕事の実現できます。さらに発展して掛け算で働くようになりますと、その力はより大きくなり、すぐれた成果へ近づくことができるのです。

会社における会議は、異質の協働のための共通の基盤を築く場となる貴重な機会です。

会議に参加した人同士が、異なる見かた考えかたを出し合って、互いに学び合い、磨き合い、補完しあえば、内容が豊かに育ちます。そこから、異質なもの足し算や掛け算が生み出されるのです。

大きな心で異質な人を受け入れて、前向きに協働することができれば、今後が大きく開けてくるにちがいありません。

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp